

H27. 4. 18 改訂

H27. 10. 31 改訂

神戸ポートビレジ 防災計画

神戸ポートビレジ防災要綱

神戸ポートビレジ防災マニュアル（管理組合）

神戸ポートビレジ安否確認実施マニュアル

神戸ポートビレジ防災マニュアル（各家庭内対策）

神戸ポートビレジ管理組合

神戸ポートビレジ防災要綱

(目的)

この要綱は、神戸ポートビレジ管理組合（以下「管理組合」という）における組織を通じ、自助と共助を基本とする管理組合の共同の精神に基づく自主的な防災活動を行う事により、火災、地震、津波、風水害等（以下「災害」という）による神戸ポートビレジ居住者及び近隣住民の被害の防止、軽減を図る事を目的とする。

(防災組織の編成と事業)

第二条 前条の目的を遂行するために、管理組合と管理会社の東急コミュニティー（以下「東急コミュ」という）、テナント管理会社の東急リバブル（以下「リバブル」という）は、以下に定める神戸ポートビレジ防災組織（以下「防災組織」という）を設置して、その事業を行う。

（１）防災組織は次条に述べる神戸ポートビレジ防災対策委員会（以下「防災対策委員会」という）と防災対策委員会の実行部隊としての班から構成される。

なお、防災組織の編成および更新に際しては、管理組合理事長がメンバーを委嘱するものとする。

（２）班は情報班、防火安全班、救出・救護班、避難誘導班、生活班からなり、それぞれの業務ならびに構成メンバーについては当防災要綱に基づき、別に定める防災マニュアルにて定める。

（３）防災組織は平常時の業務、災害時の業務のそれぞれについてその内容を決め、実行する。

（４）防災組織の主たる業務は以下の通り

- ①防災に関する知識の居住住民への普及に関する事項
- ②防災点検、防災巡視など災害の予防と減災に関する事項
- ③災害発生時における情報の収集伝達、安否確認、初期消火、救出・救護、避難誘導、防犯、生活維持と物資手配などに関する事項
- ④防災訓練の実施に関する事項
- ⑤緊急時用防災資機材、食糧、水などの購入、備蓄・維持管理に関する事項
- ⑥近隣の被災状況に応じ、港島自治連合協議会の防災組織との連携に関する事。
- ⑦その他本事業の目的を達成するために必要な事項

(防災対策委員会)

第三条 管理組合は防災活動の円滑なる運営を図るため、理事会の議を経て防災対策委員会を常設する。防災対策委員会は、理事長、副理事長、各班長、管理組合防火管理者、東急コミュ、リバブルにより構成される。防災対策委員会の開催は年に２回（概ね６月、１２月）理事長が招集

し、主として前条4項の内容について検討、論議するものとする。

(防災組織の更新)

第四条 防災組織は、年度当初に班編成の更新ならびに各業務の見直しを行う。

(災害対策本部)

第五条 災害発生時には管理組合理事長の判断により神戸ポートビレジ管理組合事務所に災害対策本部（以下「対策本部」という）を設置する。対策本部は防災組織を基本として編成され、それぞれが連絡を密にとり、その機能を補完しあうこととする。

(災害発生時、訓練時の各担当の任務)

第六条 防災組織各担当は、災害発生時及び災害訓練時は、次の業務を分担する。ただし、災害発生時に当該担当が不在の場合、業務分担は本規定に依らず、適時適切業務を分担することとする。

- (1) 理事長は対策本部の設置を住民に宣言するとともに、災害対策本部長（以下「本部長」という）として防災組織メンバーの招集を行い、防災活動全般を統括し、指示命令を行う。ただし、災害発生時理事長が何らかの事由により、防災活動全般を統括できない場合、防災組織の職務で理事長下のものが指示命令を代行する。
- (2) 副理事長は、本部長を補佐し、対策副本部長として各班を統括し、その情報収集を行い、指示命令を行うと共に状況を逐次本部長に報告する。
- (3) 防災対策委員会委員は、対策本部において情報の収集、伝達及び各班との連絡を密に行うと共に、必要に応じその間の調整を行い、全般にわたって本部長を補佐する。
本部長は必要と判断すれば居住者の協力を得て近隣マンションと共同し、地域の初動対応を行う。
- (4) 災害発生時、防災組織の防災対策委員会委員及び各班員は、自らの安全確保と家族の安全を行った上で災害対策本部に集合し、防災対策委員会からの指揮命令に応じて、あらかじめ決められているそれぞれの担当する役割を果たすこととする。

(居住者の義務)

第七条

＜平常時における準備作業＞

- (1) 居住者は防災組織の行う事業に深く関心を持ち、自ら防災知識の獲得に努め、防災訓練を通じて実際の災害発生時に落ちついて行動し、自らの安全を確保する事のできる態勢作りに努力をしなければならない。
- (2) 居住者は別に定める「神戸ポートビレジ防災マニュアル（各戸内対策）（以下「家庭防災

マニュアル」と言う)を熟読し、日頃から災害発生時に自ら対応できる準備を整えておく。

- (3) 居住者は防災組織が災害発生時に迅速かつ適正な対応を行う事ができる様に、別に定める様式-1により防災対策委員会が実施する防災に関する居住者の実態調査(アンケート等)の提出を行わなければならない。またその内容に変更を生じた場合には速やかに防災対策委員会に連絡する。

<災害発生時>

(1) 基本的避難行動

災害発生時、自身の安全が確保され、火災の発生がない場合は防災組織(災害対策本部が設置されている場合には対策本部、以下同じ)の避難誘導班の避難指示があるまで、余震等の二次災害への備えを行いながら自らの判断で行動する。もし火災が発生している場合は、避難誘導班の避難指示を待たず火元から離れた階段を使うか、またはベランダの隣家との「隔て壁」を破って自主的な避難を開始する。

(2) 安否通知

居住者は災害発生時、原則的に防災組織の指揮命令に従って行動する。防災組織の指示などが出るまでの間はまずは自らと周辺の安全確保を行い、被災状況を把握する。自らの安全を確保した上で、特別の異常がない場合には自室のドアの外側にマグネット式の「無事です」シートを貼る事によって、緊急巡回の安否確認担当者(情報班)に対して連絡する。何らかの甚大な被害(怪我等を含む)を受けるか、発見した場合には直ちに防災組織に通報するとともに近隣居住者と協力して初期活動に万全を期し、同時に玄関ドアの外側に「救助求む」のマグネットシートを貼る。

(3) 地震災害発生時の行動

地震発生時は周囲の家具、吊り物等の下敷きにならない様に自身の身の安全を確保する事を最優先し、その後火災発生の有無を確認の上、避難通路を確保するために玄関ドアを解放し、防災組織の指揮命令を待つこととする。自らの安全を確保した居住者は二次災害に会わないよう、軽はずみな行動、危険な行動、勝手な避難行動は行わない。

(4) 共助活動

自らの安全が確認、確保された場合には周辺の居住者の状況の確認と、必要によってはこれらの救護、避難活動の助成を行う。

(防災マニュアル)

第八条 管理組合は防災対策委員会ならびにその組織が業務を具体的に進める為に、「神戸ポートビレ

「防災マニュアル」を定める。

防災マニュアルは管理組合用と各家庭用の２種類にて定める。

（防災要綱の位置付け）

第九条 ここに定める防災要綱は神戸ポートビレジ管理組合管理規約の下位規則として運用されるものとし、防災要綱の制定、改廃については総会の承認を得たあと実施されるものとする。

附則

１．この要綱は、２０１４年５月２５日から実施する。

神戸ポートビレジ防災マニュアル（管理組合）

1. 目的

このマニュアルは、別に定める神戸ポートビレジ防災要綱（以下「防災要綱」という）に基づき、火災、地震、津波、風水害等（以下「災害」という）発生時における管理組合の防災活動に関する必要な事項を具体的に定め、災害によるすべての居住者（テナントを含む 以下「居住者」という）の人的、物的被害の発生及びその拡大を防止する事を目的とする。

2. 実施事項

このマニュアルに定める事項は、平常時になすべき事、災害発生時になすべき事について次の通りとする。 なお、各班で実施すべき内容の詳細に関しては各班内にて神戸ポートビレジの実態にあわせて適切なマニュアルを作成する事とする。

- （1）防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- （2）防災知識の普及に関する事
- （3）防災訓練の実施に関する事
- （4）安否確認、情報収集、伝達に関する事
- （5）出火防止、初期消火に関する事
- （6）救出・救護に関する事
- （7）避難誘導に関する事
- （8）必要資材備蓄、給食・給水に関する事
- （9）その他防災、減災、災害時緊急時対応に必要な事項に関する事

3. 防災組織の編成及び任務分担

- （1）管理組合は防災要綱に基づき、神戸ポートビレジ防災組織（以下「防災組織」という）を編成する。
- （2）防災組織は神戸ポートビレジ防災対策委員会（以下「防災対策委員会」という）とその実行部隊の5つの班から組織され、それぞれの役割は別紙の通りとする。
- （3）防災組織の設置、更新などについては防災要綱による。

4. 防災知識の普及

居住者の防災知識を高揚するため、防災組織は次により居住者に対する防災知識の普及

を行う。

(1) 普及事項

- ア 神戸ポートビレジ防災計画（防災要綱、防災マニュアル）に関すること。
- イ 想定される災害に関する最新情報ならびに一般的知識に関すること。
- ウ 神戸ポートビレジを取り巻く地域環境と周辺地域との関係を考慮した防災知識に関すること。
- エ 居住者の各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- オ その他の防災に関すること。

(2) 普及の方法

防災知識の普及方法は、次の通りとする。

- ア 広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- イ 座談会、講演会、映画会等の開催
- ウ パネル等の展示
- エ 各家庭用防災マニュアル説明会
- オ 神戸ポートビレジホームページ

(3) 実施時期

防災の日等の防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

5. 防災訓練

災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、安否確認、初期消火、救出・救護、避難誘導等などが迅速かつ的確に行える様にするため、次により防災訓練（以下「訓練」と言う）を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練および総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

個別訓練は次の通りとする。

- ア 情報の収集・伝達訓練
- イ 消火訓練（初期消火）
- ウ 安否確認訓練
- エ 避難・誘導訓練
- オ 救出、救護訓練
- カ 給水訓練（緊急必要者への給水）

(3) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別の訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に関しては、その目的、実施要領等を明確にした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

総合訓練は年1回（秋季）以上、個別訓練にあつては随時実施する。

6. 防災組織の役割

(1) 防災対策委員会

1) 防災対策委員会は神戸ポートビレジ管理組合理事長、副理事長、各班長、防火管理者、東急コミュニティー（以下「東急コミュ」という）、アーバンヴィレッジ（以下「アーバン」という）から組織され、常日頃から神戸ポートビレジの災害発生に備えた体制作り、諸準備を行い、災害発生時には防災組織をもって災害対策本部（以下「対策本部」という）へ移行し、防災対策委員会はその指示命令の拠点としてその運用を行う事を主たる業務とする。

2) 対策本部は災害発生時の対応を全般的な観点から次の三段階に分けて時系列的に把握し、必要な指示と連絡を行う。

①災害発生期（発生当日～1日目）

- ・理事長は必要と判断した場合にはポートビレジ管理組合事務所内に対策本部を設置し、対策本部長（以下「本部長」という）として全体を指揮すると共にそれに付随する各班の活動体制を確立し、安全確保、安否確認、被害状況把握、人命救出・救護を中心とした活動を行う。
- ・災害発生当初は直ちには組織編成が難しいので、ビレジ内に在宅する居住者が主体となって活動する。
- ・夜間など、在宅の居住者が多い場合にはあらかじめ決めておいた各班の担当者が中心になって活動する。
- ・居住者が協力しあつて居住者の安否確認や救出・救護活動を優先して行い、居住者と対策本部の連絡体制を作り、情報を対策本部に集中する。
- ・対策本部は情報班が集約した情報を整理し、各班に必要な指示を行うとともに、救出・救護班がサロンに「救護所」を開設する。
- ・各班による現場確認などは原則として必ず2名を一組とし、単独での行動は極力行わない。
- ・対策本部と各班との連絡は主にトランシーバーを使用し、必要な場合には対策本部に戻り報告する。
- ・対策本部から居住者への連絡は緊急放送設備を使用する。

②被災生活期（２～３日目）

- ・災害発生当初の活動を引き継ぎ、安心できる被災生活を送るために災害対策本部の活動体制と内容の充実を図る。
- ・外出していた居住者が帰宅するなど、在宅者が増えてくるのであらかじめ決めていた災害時の体制に移行する。また居住者へ災害対策本部の活動への参加協力を呼びかけ、活動体制を充実し、被災生活を支援する。

③復旧期（４日目以降）

- ・活動の中心を居住者の日常生活の復旧に移し、活動体制縮小は各種のライフラインの復旧状況を確認しつつ、神戸市や周辺地区からの情報収集などを行いながら行う。

- 3) 各班から申請のあった業務遂行の為に必要な設備、工具治具、その他必要な資材、食料品、水、衣類などについて理事会に諮り、予算化と手配を行うと共にそれらの管理・更新を行う。

（２）本部長、副本部長

本部長、副本部長は災害発生前、災害発生時のいずれにおいても、居住者の生命、財産の安全を確保するために組織の中核として常に全体を掌握し、適正かつ迅速な指示を行うとともに、周辺地域との連携のための情報収集に努める。

<平常時>

- 1) 建物、防災設備の実態把握と点検、調査（管理組合活動）
- 2) 建物の修繕計画、耐震補強等と連携した取組み（管理組合活動）
- 3) 防災活動（防災訓練等）の企画と実施
- 4) 「神戸ポートビレジ防災計画」の見直し、修正の検討と必要手続きに基づく修正実施

<災害発生時>

- 1) 当地方での震度５強以上の地震発生があった場合、ならびにその他の災害で理事長が必要と判断する場合にはビレジ管理組合事務所内に対策本部を設置し、その旨を緊急放送設備で居住者へ宣言する。
- 2) 各班からの情報を受け、常に建物・住民の被害の最新状況を把握し、各班に住民の安全確保と安否確認、救出・救護を最優先にした活動の指示を行う。
- 3) 必要に応じ、関係機関（行政、消防、警察など）との連携・調整をとる。

- 4) 本部長は対策本部に常駐し、常に全体の状況が把握できる体制をとる。
- 5) 副本部長は本部長の補佐を行うとともに、各班の動向を逐次把握して本部長へ報告する。

(3) 情報班

災害発生時の被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、次の業務を行う。

<平常時>

- 1) 平常時ならびに災害発生時における対策本部の実行部隊として業務を推進する為の運営方法の確立
- 2) 住民への災害意識の啓蒙、災害に備えた広報活動
- 3) 災害時の安否確認方法の確立と住民への事前徹底
- 4) 防災マップの作成、関係官庁との連携と情報収集
- 5) 必要に応じ、住民の意識調査、家族状況の把握、介護を要する家庭の把握などの為のアンケート調査の実施
- 6) 情報収集、情報伝達業務を行うに際しての必要な設備、工具治具等のリストアップと防災対策委員会への調達申請
- 7) 居住者のリスト整備とそれぞれの居住者別の緊急時対応の把握

<災害発生時>

1) 対策本部業務推進

対策本部が設置された場合には、情報班は対策本部の実行部隊として行動する。具体的には以下の各項に述べる業務以外に本部長、副本部長の指示に従い、各班への必要な伝達の補助（無線、伝令など）、状況推移の記録、ボード等への記載など、災害対策本部の作業を順当に進める為の作業を受け持つ。

安否確認隊編成作業、ならびに続く対策本部の作業遂行の為に情報班員は止むを得ない場合以外は原則として安否確認隊へは参加しない。

2) 安否状況確認作業と把握

災害発生時、情報班長は対策本部へ到着後、直ちに安否確認隊を設置し、本部長の指示で集合した各班班員に順次指示して安否確認隊を編成する。自らの安全確認ができた居住者は可能であれば安否確認隊にわかりやすい様に、自室のドア外に「安否確認シート」を掲示するものとし、安否

確認作業はこの「安否確認シート」を確認しながら別途定める「安否確認実施マニュアル」により行う。

- 3) エレベーター内への閉じ込められが発見された場合には対策本部への報告を行うと共に、本部長指示に基づきエレベーター管理会社への救助依頼連絡を行う。
- 4) 災害情報の早期収集と伝達を行う。
- 5) 近隣地区、防災機関との連絡、最新周辺情報と必要情報の把握をする。
- 6) これらの情報を対策本部へ逐次報告し、その指示の下で必要と思われる情報を居住者へ通知する。
- 7) 官庁情報、周辺情報などの収集・伝達は電話、テレビ、ラジオ、パソコン、タブレット、スマホ、有線放送、無線機、伝令等による。

(4) 防火安全班

地震等においては火災の発生が災害を大きくする主な原因であるので、事前の出火防止の徹底を図るとともに出火時に初期消火活動を行うと同時に災害に伴う犯罪発生の防止に努める。

<平常時>

- 1) ビレジ内の消火設備、消火機材の把握とその有効的な使用方法の確認
- 2) 可燃性危険物の保管状況の確認
- 3) 一般的な初期消火方法の検討と訓練
- 4) 初期消火活動業務、防犯活動を行うに際しての必要な安全治具、装備等のリストアップと防災対策委員会への調達申請
- 5) 備蓄品の使用状況の管理と必要に応じた補充

<災害発生時>

1) 初期消火活動

火災発生が確認され場合には、居住者、もしくは発見者は直ちに消防への通報を行う。

初期消火活動は火災が消火器にて消火できるか、あるいは備え付けの消防ホースにて消火できると判断される場合までとし、すでに天井まで炎が上がっている場合には消防署消火隊へ任せる。

2) 地震発生時、停電後の通電時の二次原因の出火による被害発生防止のため

めの広報活動を行う。

- 3) 建物の外壁、内壁のひび割れ、崩壊、ガラス散乱などの危険場所には表示を行い、立入制限の処置をする。

またエレベーターの使用禁止の表示を行う。

- 4) 災害発生時の混乱に乗じた犯罪の発生を防ぐための出入り口管理を含めた必要な措置をとる。

- 5) すべての備蓄品の管理を行い、各班からの要請に基づきそれらを管理倉庫から取り出し、配布すると共に、その記録をとる。

(5) 救出・救護班

災害発生時には情報班による安否確認情報により、必要と判断された場合には対策本部より出される救出・救護の要請に基づき、直ちに必要装備を備えて救出・救護活動に向かう。

<平常時>

- 1) 救出・救護用機材の検討と使用方法確認、使用訓練の実施
- 2) 消防署などが実施する応急手当講習受講等による応急手当の理論と技術の取得
- 3) 救出・救護活動業務を行うに際しての必要な機械、治具、設備等のリストアップと防災対策委員会への調達申請
- 4) 緊急時に援助、介護を必要とする居住者を情報班から得て整理しておく。
- 5) 給水停止により身体上の問題が発生する可能性のある家庭の把握

<災害発生時>

- 1) 救護所の開設

災害対策本部の設置と共にビレジサロンに主として救護処置を目的とした救護所を早期に開設する。

救護所では被救護者、並びに退避者の名簿を作成する。

- 2) 救出・救護活動

建物の崩壊、落下物により救出、救護を要する者が生じた時には、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近に居住する者は救出・救護活動に積極的に協力する。予めアンケート等で援助、介護の必要性の申請のあった居住者については、対策本部の要請の有無にかかわらず、現場確認を行い、必要な救護活動を行う。

3) 居住者の中に医師、看護師、介護経験者がいる場合（事前にアンケート等で把握しておく）にはその方へ協力依頼する。

4) 防災関係の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出を必要とすると判断した時は、対策本部にその旨を報告し、情報班から防災関係機関の出動を要請する。

5) 医療機関への搬送（119番が使えない場合など）

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当てを要するものであると判断した時は、次の医療機関または防災機関が設置する応急救護所に搬送する。

この場合、予め居住者から提出されている情報は優先する。

ア ポートアイランド病院

イ 神戸中央市民病院機構（市民病院）

ウ その他近隣の病院、診療所

6) エレベーター以外の場所、部屋などに閉じ込められた者の状況確認と必要に応じ救出活動を行う。

7) エレベーター内へ閉じ込められた者へは常時連絡をとり続け、必要に応じて指示をだす。

8) 緊急給水の実施

災害発生時、給水はビレジ内の受水槽からの各戸への給水は直ちに停止される。給水停止により心身上の問題が発生する可能性のある家庭へは事前調査に基づく対策本部からの要請に基づき、当該家庭へ必要な水を受水槽内に保有する水量の範囲内でポリタンクにて供給する。

（6）避難誘導班

突然地震が発生した場合や火災の延焼拡大により、近隣の居住者の人命に危険が生じ、または生じるおそれがある場合には対策本部の指示に基づき、住民を安全な場所へ誘導する。

＜平常時＞

1) 住民の安全を確保するために必要な条件を満たす避難場所を予め把握し、災害時避難を必要とする場合に備える。

2) 災害発生時の要援護者の把握と事前確認

3) 災害発生時のビレジ内、地域避難者の避難経路、避難場所の設定と周知

4) 避難誘導の業務を行うに際しての必要な治具等のリストアップと防災対策委員会への調達申請

<災害発生時>

1) 避難誘導の指示

神戸市長の避難命令がでたとき、または防災対策委員会が必要であると認めた時は、本部長は避難誘導班に対し、住民に避難誘導の指示を行う。

2) 避難誘導

避難誘導班員は、対策本部の避難の指示に基づき、住民を指定の避難場所に安全に誘導する。その際、要援護者の避難支援を優先する。

3) 避難誘導先ごとに避難した人名、号棟、号室、家族などの必要な情報を把握し、対策本部へ報告する。

4) 地域避難所の情報確認と必要に応じ住民への情報提供を実施する。

(7) 生活班

災害発生時に対応するために各家庭で数日間の食糧、水、衣類、携帯トイレなどを備蓄し、これを消費する事を原則とするが、その後、行政やその他の団体からの配給品等の支給を受けた場合には生活班にて次の様に対応する。

生活班は原則として災害発生の2日目以降に生活班としての活動を行う事とし、災害発生の1日目は生活班以外の班の援助作業を行うものとする。

<平常時>

1) 防災備蓄品の計画的配備と維持管理

2) 給水車等の緊急給水拠点の事前の決定

3) マンホールトイレ等の簡易トイレの設置の方法、数量、場所の設定

4) 支援物資受け入れ態勢と配布の段取り準備と確認

5) 各家庭における備蓄品準備に係わる広報活動

6) 生活班の業務を行うに際しての必要な設備、治具、消耗材等のリストアップと防災対策委員会への調達申請

<災害発生時>

1) 各班の業務支援（第1日目）

集合指示にて集合した生活班員は安否確認隊での確認作業終了後、生活班長の指示の下で各班への支援に入る。

具体的な支援先は本部長の要請を受けた生活班長の判断にて人数、適性などを判断して振り分けを行う。

2) 供給品、一部備蓄品の配布 (2日目以降)

備蓄品などと地域行政やその他団体から支給された食糧、衣料、その他のものをまとめ、居住者の実態を把握した上で適正な配分 (要支援者、高齢者等を優先する等)を行う。

3) 簡易トイレの設置と衛生管理を行う。

4) 臨時ゴミ集積場所の確保と管理を行う。

5) 飲料水、救援物資の受け入れを行う。

(8) 東急コミュ、アーバン

防災対策委員会の一員として、上述のそれぞれの活動を補助するために必要な体制作りを各社内にて整えておくと共に、活動の際には積極的に参加する。

<平常時>

- 1) アーバンは入居のテナントの状況を把握し、災害発生時の対応策などを事前に立案し、テナントへの周知徹底を図る。
- 2) 災害発生時に必要となる各種対策設備、機器、備蓄品をそろえる。

<災害発生時>

- 1) 本部長の指示の下で居住者の安全確保、地域、行政との連絡などの役割りを果たすと同時に本部長を補佐する。
- 2) 各班の業務はテナントへも及ぶ事を前提に、災害発生時には直ちに各テナントの状況を把握し、災害対策本部の各班の活動に協力し常に報告を行う。

附則

1. 当防災マニュアルは制定について総会の承認を得たあと、その改廃については理事会にて行うものとする。
2. この防災マニュアルは平成 26 年 5 月 25 日から実施する。
3. 平成 27 年 4 月 18 日第 12 回理事会にて一部改定した。

添付図

1. 神戸ポートビレジ防災組織図
2. 神戸ポートビレジ防災組織名簿
3. 防災備品、備蓄リスト

神戸ポートビレジ防災マニュアル（安否確認実施マニュアル）

「安否確認実施マニュアル」は「神戸ポートビレジ防災計画」に基づき、災害発生時の居住者の安否を災害対策本部が迅速正確に把握する為に制定する。

当マニュアルは「神戸ポートビレジ防災マニュアル(管理組合)」の情報班の災害発生時業務の「安否情報の確認」の部分で補完するものであるが、業務は全班員に関わるものであり、全班員に周知すべきものとして取扱う。

1. 総括

- 1) 災害発生後、災害対策本部長の招集指示にて集合した全班員は、自分の所属の班に関係なく、情報班長の指示の下で結成される「安否確認隊」の隊員として安否確認作業に入る（原則として各班長を除く）。
安否確認隊員への指示命令は情報班長ならびに情報班員が行う。⇒ 安否確認実施者リスト(付表 2)に記載
- 2) 防火安全班は災害直後に発生が予想される様々な状況に対応する為、原則として安否確認隊への参加は行わない。
- 3) 安否確認および報告作業を終了した班員は自分の所属する班の集合拠点を確認、移動し、作業の終了を所属班長に報告し、次の作業についての班長からの指示を待つ。
- 4) 各班長は自班の所在地を明確にして、自分の班の班員が安否確認作業を終えて戻ってきた場合、人名、人数を把握し、業務を指示する。

2. 安否確認隊の結成と安否確認作業における情報班長、情報班員の役割

- 1) 情報班長は集合した防災対策委員に対して、逐次 2 名 1 組を基本とする安否確認隊を結成し、各組メンバーの構成、安否確認先を記録し、全居住者のチェック漏れがない様にする。
- 2) 情報班員は手分けして、結成した 2 名 1 組の安否確認隊に対して「安否確認チェック表」(付表 1)を渡し、記載事項、記載方法、現場での安否確認方法（安否確認チェック表に記載）を簡潔に説明し、確認作業終了後戻った時の報告方法（安否確認チェック表に記載）も伝える。
- 3) 災害対策本部へ帰還した隊員は情報班長に対して安否確認の結果を安否確認チェック表に基づき口頭で報告する。情報班長は報告事項の中の緊急性を要するものをピックアップし、情報班員にボードに記載を指示、自らは同内容を災害対策本

部長に報告し、指示を仰ぐ。

3. 安否確認チェック表(付表 1)の作成、準備 (情報班)

- 1) 1～3号棟は階段別に合計18枚(A～F×3)、4号棟は計21戸で1枚の安否確認チェック表(付表 1)を作成する。
- 2) 安否確認チェック表には予め号棟、号室名を記載し、従来から長期に不在であり、当面入居の予定のないことが分かっている戸(空家)には不在である旨を予め記載して準備しておく。
また、別途調査に基づく要支援者についてもチェック表にマーキングしておく。
- 3) 安否確認チェック表には、欄外に安否の確認方法、チェック記載方法、安否不明時の記載方法、確認終了後に対策本部での報告方法を記載しておく。
- 4) 安否確認チェック表は災害発生時には直ちに使用できる形で防災備品として、管理組合事務所に保管しておく。

4. 安否確認作業

- 1) 安否確認隊として組織された班員は指示された場所への出発に当たっては、パートナーを確認すると共に安否確認チェック表の内容について理解した上で出発する。
- 2) 安否確認作業は各階段の下階から上階に向かって作業を行う。
- 3) 安否確認は各戸に配布の「安否確認シート」のドアへの貼付け状態によって初期的な判断を行う。
- 4) 「安否確認シート」の「救助もとむ」の貼付けのある家、同シートの貼付けのない家ならびに要支援該当宅については、必ずドアを叩いて状況を確認する。
- 5) 安否確認チェック表の「無事です」「救助もとむ」「応答なし」「その他」などの該当部にチェックを入れる。必要により、状況のメモを書き込む。
- 6) 安否確認隊は担当確認先の状況確認が出来次第、早急に災害対策本部へ戻り、情報班長へ口頭報告を行い、安否確認チェック表を引き渡す。
- 7) 安否確認隊は、救助等緊急を要する状況を確認した場合、近隣者に応援を求め、必要な処置を行うとともに、隊の1名が、本部に戻り、情報班長に状況報告を行い、その後、安否確認作業に復帰する。情報班長は、本部長に報告し、指示を受ける。

5. その他

- 1) 当マニュアルは「神戸ポートビレジ防災マニュアル」と同一のマニュアルとして

取り扱われるものとし、制定については「神戸ポートビレジ防災マニュアル」の改正とし、改廃は「神戸ポートビレジ防災マニュアル」同様とする。

2) 当マニュアルには、下記を添付する。

付表-1 安否確認チェック表blankシート

付表-2 安否確認実施者リスト

3) 当マニュアルは、平成 27 年 3 月 14 日第 11 回理事会の承認により発効した。

4) 平成 27 年 9 月 30 日防災対策委員会本部会議にて、3. -1) の表現を一部変更した。

5) 平成 27 年 10 月 31 日防災対策委員会本部会議にて、4. -4)、付表-1 記入時注意事項 5. に要支援宅を追記した。

以上

神戸ポートビレジ防災マニュアル

(各戸(家庭)内対策)

1. はじめに
2. 事前対策
3. 災害発生時対策
4. 災害発生時の神戸ポートビレジ内の体制

神戸ポートビレジ管理組合

1. はじめに

この数年各地で様々な災害が頻発する中、災害発生時に慌てない為にも、日頃から防災意識を持ち、災害が発生した場合の対策を予め考えておく事は自らの命を守ると共に、災害の拡大を防ぐためにも非常に重要な事です。

まずは自分の命は自分で守る「自助」を実践するため、事前に防災に対する知識を深め、災害発生時に冷静に対応できるようにしましょう。

一方で大災害をみんなで乗り切るため居住者同志が協力し、支え合う「共助」によって被害を最小限に抑える事も大切です。

その参考にしていただくために、

①災害発生前に考えて実施しておく事

②災害発生時に慌てずに迷わず行動する事

をまとめてみました。

2. 災害発生前の事前対策（主として地震の発生を想定しています）

1) 各戸で発生が想定される被害の状況と事前対策

①大きな揺れによるドア、窓枠などの変形による開閉不能に備えます。

→ あらかじめいくつかの避難経路を確認するとともに、ベランダ仕切壁、窓、玄関ドアの開閉、脱出に問題ないかを確認しておきましょう。

②家具や家電の転倒やガラス破損に備えます。

→ 家具などの配置や固定について点検・見直しを行います。

大地震で死傷する大きな原因には、家具などの転倒物や落下物の下敷きによるものが大きな比率を占めています。

大型家具、電化製品などの転倒防止対策は絶対に必要です。

様々な転倒防止の為の「つかい棒」が販売されておりますので、これらの活用も有効です。さらに、以下を留意してください。

- ・ガラスのついた家具の前にベッドなどをおかない。
- ・家具などを壁に沿って配置し、壁、天井への固定を行う。
- ・寝室や台所には背の高い家具はおかない
- ・避難通路の近くに家具を配置しない。
- ・食器棚などには扉が簡単に開かない様にロックをつける。

③調理場などで火を使っている場合の火災発生に備えて

→自宅に消火器を設置する（有効期限を確認）と共に近くの火災報知器、

消火栓、共用消火器の場所を確認し、必ずそれらの操作方法を熟知しておきます。

④電気、水道、ガスなどのライフラインのストップに備えて

→水や食料などを備蓄しておきます。→（下記2）を参照）

⑤電話やメールの通信障害に備えて

→家族で連絡方法や昼間、夜間の避難場所を話し合っておきます。

（後述の「災害時伝言ダイヤル」の使用など）

2）防災備品の備蓄（別紙－1 参照）

最低3日間以上は自宅内で生活ができる様に、各家庭で水・食糧・生活必需品を備蓄しておきましょう。

この場合、災害直後の必要なものとその後の最低限の生活を維持するに必要なものとを分けて保管します。

地震の後は排水管の損傷が予想されるため、安全が確認されるまで自宅トイレの使用はできませんので、必ず簡易トイレなどを備蓄しておきましょう。

3）災害に備えるための知識習得と訓練（予行演習）

①火災発生時の行動

- ・火災が発生した場合には、「火事だ～！」と大声を出し、周囲の人に知らせるとともに、玄関横室内の赤色の非常ボタンを押し、さらに各棟1階東側通路、エレベーター停止階廊下の消火栓ボックスの火災報知器ボタンを押します。

- ・常に避難通路を確保し速やかに避難できる様にしておきます。

玄関ドアの開閉チェック、ベランダの隣家との「隔て壁」前の整理

- ・各戸内に消火器を備え、万一の時に迷わず使用できる様にトレーニングしておきます。

（ピンを抜く、ホースを持って火源に向ける）

（消火の泡は上から火にかけるのではなく、炎を箒（ほうき）で掃く様に散布します）

②停電時の対応

- ・夜間の場合には予め準備してある懐中電灯を点灯します。

（懐中電灯は真っ先に必要になりますので、必ず暗闇でも簡単に手にとれる場所に固定しておきます：蛍光テープを貼っておくと分かり

やすいです)

- ・停電後の再通電時に電気器具のスイッチが入っていたり、コード、コンセントが損傷していると、火災発生の原因となるので、状況が落ち着いたら電気器具はコンセントから抜き、メインのブレーカーを落としておきます。
- ・換気扇は使用できないので、ガス漏れなどに備え、窓を解放しておきます。
- ・多くは固定電話が使用できない状況になりますので、外部公衆電話、または携帯電話を使用します。

③安全確認と連絡

- ・とりあえずの揺れなどがおさまれば、自身の状況、周囲の人の状況を速やかに確認します。
- ・問題ない場合には、災害対策本部が全戸の安否の確認に回りますので、ドアの外に「無事です」などのマグネットシートを貼ります。
(マグネット・シートは後日各戸備品として配布します)
- ・何等かの異常が発生し、緊急処置を必要とする場合には、大声で近隣の助けを要請します。
直ちに応援が得られない場合でも、「救助求む」などの応援要請マグネット・シートをドアの外に貼っておきます。
- ・何等かに理由でいったん戸外に避難する場合には、「避難先通知」マグネットシートに書いてドアの外に貼っておきます。
- ・家族、知人への電話による状況報告は災害発生時のみN T Tが開設する「災害用伝言ダイヤル」を利用します。

固定電話が使える場合、1 7 1 をダイヤルすると音声案内がありますので、それに従ってください。

☆家族・知人に状況を知らせる場合

171 → 1 → 078302**** (自宅等) を 入れ、その後にメッセージを 30 秒以内で入れる (10 件まで)

☆外出先から家族・知人の状況を確認する場合

171 → 2 → 078302**** (上記) を 入れ、N T T に保管されている情報を聞きます。

☆上記伝言ダイヤルに登録する電話番号は予め、家族・知人と確認しておく事が大切です。

☆メッセージは10件を超えると、古いものから削除されます。

また48時間を過ぎたものも削除されます。

☆家庭用固定電話以外にもパソコン、ケータイ電話、スマートフォンなどからの安否情報確認ができるので、事前に家庭内にて通信各社のホームページや取扱説明書で確認しておく必要があります。

④身体情報の事前作成

要介護者、自宅治療者、通院者などの方にあつては、日常の健康に関する必要事項（身体状況、使用薬、通院医院など）をまとめておき、災害発生時に何らかの救援が必要になった時に役立てる事ができる様にしておく必要があります。

⑤家族防災会議

以上の様な事を日ごろから家族内でお互いに確認し、必要な対策を行い、意思の統一を図っておくことは非常に重要です。

- ・被害想定により起り得る事態の確認
- ・災害発生直後になすべき事
- ・家族同士の連絡方法、災害用伝言ダイヤル番号
- ・家族が離れている場合の集合場所、避難先
- ・非常持出しのリスト作成 など

3. 災害発生時対策・対応（主として地震）

1) 地震直後の行動

「慌てず、落ち着いて行動する」

「まず自分と近くの人身の安全を確保する」

2) 行 動

これまでの国内で発生した地震の状況からみると、震度5を超えて揺れた場合に被害が急激に増加します。

- | | | |
|--------|-------|----------------|
| ・地震発生後 | 0～1分 | 自分と家族の安全確保 |
| ↓ | | |
| ・地震発生後 | 2～5分 | 揺れの収まりを待つて火元確認 |
| ↓ | | |
| ・地震発生後 | 5～10分 | 周辺情報収集と対応確認 |
| ↓ | | |

- ・地震発生後 10分以上 避難通路確保、必要ならビレジ3号棟1階の管理組合事務所内に設置される災害対策本部へ救助、救護要請をドアの外に「無事です」シールまたは「救助求む」シールを貼る

3) 震度と揺れ（別紙－2参照）

4) 室内で地震が起きたら

- ①まず自分の安全を守ります
- ②揺れを感じたら、迷わずテーブルの下などにもぐります
- ③座布団やクッションが手元にあれば、頭の保護をします
- ④タンス、本箱、食器棚、ガラス製品から離れます
- ⑤揺れが収まったら、すぐに火を消します。
- ⑥ガスのにおいがする場合には、すぐに窓を開け放っておきます。
（この間、絶対に換気扇を回したり、コンセントを抜いたりしない）
- ⑦揺れが完全に収まったら、ガラス破片に注意しながら、電気ブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めます。
ガスは震度が大きい場合、マイコンメーターで自動的に「閉」となりますが、念のために「閉」状態とガスの臭いなど確認します。
- ⑧トイレや風呂などは比較的安全な場所なので、余震に備えドアを開けて避難場所の確保を行います。
閉じ込められない様にドアは開けておきます。
- ⑨就寝中の場合は、枕、布団で頭の保護をします。
ただし、家具などの転倒がある場合にはただちにそこを離れます。

5) 共用部で地震が起きたら

- ①バルコニーではすばやく身をかがめ、履物を履いたまま室内に移動します。
- ②エントランスホールや廊下では天井からの吊り下げ物の落下が想定されますので早急にその場を離れます
- ③エレベーターは震度によっては安全の為にその場所でそのまま停止します。
揺れを感じたのに、停止しなかった場合にはすぐに必ず「全ての階」

の行き先階ボタンを押し、止まった階で外にでます。

④閉じ込められたら、慌てずにインターフォンで通報し、救助を待ちます。

⑤揺れもないただの停電の場合には、自動的に近くの階に停止（工事予定）するので、そこで速やかに外に出ます。

6) その他の注意

①止むを得ず、避難する場合にはもう一度、火元をチェックし、電気製品のプラグはコンセントから抜き、必ずメインブレーカーを落とす事を忘れないでください。

また、水道の元栓も閉まっている事を確認してください。

②外にでる場合には余震もあり得ますので、防空頭巾やヘルメットを持参してください。

なお、家族の全員が外に出て別の場所に移動する場合には、必ずドアの外に「移動先通知」の連絡メモを残してください。

③携帯する荷物は最小限にしましょう。

④避難する場合、高齢者や年少者を優先してください。

⑤水道水は一時的には非常用電源で給水されますが、すぐに止まります。火災消火などの緊急用水として風呂などにある程度の水を蓄え、飲料水はペットボトルなどに水を蓄えておきましょう。

⑥排水は階下部分で排水管に異常があれば、途中階から噴出しますので、排水配管に異常がない事が確認されるまで、トイレ排水、洗濯排水などは見合わせてください。

4. 災害発生時及びその後の神戸ポートビレジ内の体制

1) 災害対策本部の設置

震度5強以上の地震の発生の場合、その他必要に応じ、管理組合理事長を本部長とする「災害対策本部」が設置され（3号棟1階管理組合事務所）、その旨非常放送（非常電源）で居住者に伝えられます。

2) 災害対策本部組織

災害対策本部には、災害対策本部長、副本部長とその下部組織として5つの班が設置され、事前に登録されている方々がその役割を果たします。

- | | |
|---------|---|
| ①情報班 | 災害発生直後の居住者の安否確認、周辺情報収集 |
| ②防火・安全班 | 火災発生時の初期消火、防犯、緊急資材管理 |
| ③救出・救護班 | 下敷き、閉じ込められなどからの救出、
救護を必要とする方の救護、初期治療、必要に応じ近
隣病院などへの搬送 |
| ④避難誘導班 | 危険な状況になった場合に近隣避難場所などへの避
難誘導 |
| ⑤生活班 | 直後の混乱が収まったのちの配給品、備蓄品などの配
給、炊出しなど |

3) 災害対策本部メンバーの構成

一応、災害対策本部の構成員はポートビレジ管理組合各理事とその他災害時に迅速に動ける方、専門知識を持っている方、ある程度こうした対応を経験されている方々をお願いしてありますが、災害発生直後では必ずしも全員が揃いませんので、自分や家族の安全が確認できた方は、「共助」の精神に則り、災害対策本部に連絡をいただき、各班の助成をお願いいたします。

構成メンバーは毎年理事会役員の改選時に同時に見直しが行われます。

4) 正常復帰への道

災害発生直後の混乱も落ち着きを取戻し、ある程度時間がたって災害対策本部の活動も軌道に乗り出したら、それぞれの組織にて日常生活へ戻っていく為の活動を続けます。

その際には居住者の皆さんの一層のご協力が必要となりますので、よろしくお願いします。

5) 迅速かつ適正な災害対応と救助活動を行うために

防災対策委員会が実施する災害発生時の居住者の対応調査などのアンケートを必ず提出し、災害発生時にすべての人の安全が確保される様に協力をお願いします。

5. その他

- 1) 当防災マニュアルは制定については総会の承認を得たあと、その改廃に

については理事会にて行う事とします。

2) この防災マニュアルは2014年5月25日から実施する事とします。

以上

別紙—1 防災備品リスト（各家庭）

別紙—2 震度と揺れについて（参考）